

改正案	現行
<p>（通信販売についての広告）</p> <p>第八条 法第十一条第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 販売業者又は役務提供事業者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者又は役務提供事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名</p> <p>三 （略）</p> <p>四 法第十一条第一号に定める金銭以外に購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額</p> <p>五 七 （略）</p> <p>八 広告の表示事項の一部を表示しない場合であつて、法第十一条ただし書の書面を請求した者に当該書面に係る金銭を負担させるときは、その額</p> <p>九 通信販売電子メール広告（法第十二条の三第一項第一号の通信販売電</p>	<p>（通信販売についての広告）</p> <p>第八条 法第十一条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 販売業者又は役務提供事業者が法人であつて、電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十条第三項及び第十四条第一項において同じ。）を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者又は役務提供事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名</p> <p>三 （略）</p> <p>四 法第十一条第一項第一号に定める金銭以外に購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額</p> <p>五 七 （略）</p> <p>八 広告の表示事項の一部を表示しない場合であつて、法第十一条第一項ただし書の書面を請求した者に当該書面に係る金銭を負担させるときは、その額</p> <p>九 電磁的方法（法第十一条第二項の電磁的方法をいう。第十六条を除き</p>

子メール広告をいう。以下同じ。）をするときは、販売業者又は役務提供事業者の電子メールアドレス

(削る)

、以下同じ。）により広告をするときは、販売業者又は役務提供事業者の電子メールアドレス

十 次のイ又はロのいずれかに該当するときを除き、相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときは、その旨

イ 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告をするとき。

ロ 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（販売業者又は役務提供事業者が当該役務を提供する者である場合を含む。第十条の三第二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条の二第二号、第四十条第一項第五号及び第四十一条の二第二号において同じ。）による当該役務の提供に際して、広告をするとき（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。第十条の三第二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条の二第二号、第四十条第一項第五号及び第四十一条の二第二号において同じ。）。

(削る)

2 |

販売業者又は役務提供事業者は、前項第十号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより、「未承諾広告」と表示しなければならない。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられる

ものと同一の文字コードでなければならない。

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、次に定めるところにより表示しなければならない。

一・二 (略)

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条各号に定める事項(第八条第一項第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項を除く。)の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項(第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項を除く。)の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、次に定めるところにより表示しなければならない。

一・二 (略)

第十条 法第十一条第一項ただし書の規定により同項第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一項各号に定める事項(第八条第一項第三号及び第六号から第十号までに掲げる事項を除く。)の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項(第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項を除く。)の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては

任に関する事項についてはこの限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合であつて、次に掲げる方法により法第十一条各号に掲げる事項の一部を提供する旨の表示をするときは、当該事項の一部を表示しないことができる。

一～三 (略)

4 (略)

(削る)

(削る)

販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合であつて、次に掲げる方法により法第十一条第一項各号に掲げる事項の一部を提供する旨の表示をするときは、当該事項の一部を表示しないことができる。

一～三 (略)

4 (略)

(電磁的方法)

第十条の二 法第十一条第二項の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して電磁的記録を相手方の使用に係る電子計算機に送信して提供する方法(他人に委託して行う場合を含む。)とする。

(適用除外)

第十条の三 法第十一条第二項のその相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときは、次のいずれかのときとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が他人に委託して広告をする場合であつて、その委託を受けた者がその委託に係る事業において次のイ及び口のいずれにも該当するとき。

イ 自ら相手方からの請求を受けて、その請求に基づいて電磁的方法により自ら相手方からの請求を受けて、その請求に基づいて電磁的方法により送信される電磁的記録であつて、その一部に広告が掲載

されているものを含む。以下この号、第二十六条の二第一号及び第四十一条の二第一号において同じ。）をすること。

ロ 電磁的方法による広告の提供を請求した相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを停止したい旨の意思を表示するための方法をわかりやすく表示しており、その意思の表示を受けたときは電磁的方法による広告の提供を停止すること。

二 販売業者又は役務提供事業者が、電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

( 連絡方法の表示 )

( 削る )

第十条の四 相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするとき(相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告をするときを除く。第二十六条の三及び第四十一条の三において同じ。)であつて、法第十一条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「事業者」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつて当該販売業者又は役務提供事業者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない

(誇大広告等の禁止)

第十一条 法第十二条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第十一条各号に掲げる事項

(電磁的方法)

第十一条の二 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法(以下単に「電磁的方法」という。)は、電子情報処理組織を使用して電磁的記録を相手方の使用に係る電子計算機に送信して提供する方法(他人に委託して行う場合を含む。)(及び電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信して提供する方法(他人に委託して行う場合を含む。))とする。

(契約の内容等の通知の方法等)

第十一条の三 法第十二条の三第一項第二号の経済産業省令で定める方法は電磁的方法とする。

2 | 法第十二条の三第一項第二号の規定により通信販売電子メール広告をするときは、契約の申込みの受理及び当該申込みの内容、契約の成立及び当

°1

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称

二 相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨を通知するための電子メールアドレス

(誇大広告等の禁止)

第十一条 法第十二条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第十一条第一項各号に掲げる事項

(新設)

(新設)

該契約の内容、並びに契約の履行に係る事項のうち重要なものの通知に付随して、通信販売電子メール広告をするものとする。

(法第十二条の三第一項第三号の経済産業省令で定める場合)

第十一条の四 法第十二条の三第一項第三号の経済産業省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者(販売業者又は役務提供事業者が当該役務を提供する者である場合を含む。)による当該役務の提供に際して、広告がなされる場合(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。)

(記録の保存)

第十一条の五 法第十二条の三第三項の経済産業省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法(電磁的方法を除く。)により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録(以下「書面等」という。)(ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当

(新設)

(新設)

該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

二 電磁的方法、書面その他の方法により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある書面等として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電磁的方法による電磁的記録の送信、当該書面への記入その他の行為が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

2 | 前項の書面等は、相手方に対し通信販売電子メール広告を行つた日から三年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

(新設)

第十一条の六 法第十二条の三第四項の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該通信販売電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続きに従うことにより、相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）又はこれに準ずるもの。

（法第十二条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合）

第十一条の七 法第十二条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより、通信販売電子メール広告委託者（法第十二条の四第一項本文の通信販売電子メール広告委託者をいう。以下同じ。）に係る通信販売電子メール広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（通信販売電子メール広告受託事業者）（法第十二条の四第一項本文の通信販売電子メール広告受託事業者をいう。以下同じ。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、通信販

（新設）

売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告がなされる場合  
(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信  
させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。)

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第一号の経済産業省令で定める行為は、次に掲  
げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約(販売業者又は役務提供事  
業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信  
技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買  
契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又は  
これらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続きに従つて、顧客  
がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを  
行つたものをいう。この号及び次号において同じ。)の申込みを受ける場  
合において、電子契約に係る電子計算機の操作(当該電子契約の申込み  
となるものに限る。次号において同じ。)が当該電子契約の申込みとな  
ることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示して  
いないこと。

二・三 (略)

2 法第十四条第一項第二号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるも  
のとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子情報処理組織を使用する方法(電  
磁的方法を除く。)により電子計算機を用いて送信することにより行

(顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為)

第十六条 法第十四条の経済産業省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約の申込みを受ける場合にお  
いて、電子契約に係る電子計算機の操作(当該電子契約の申込みとなる  
ものに限る。次号において同じ。)が当該電子契約の申込みとなること  
を、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していない  
こと。

二・三 (略)

2 前項の「電子契約」とは、販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で  
電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役  
務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託  
を受けた者が当該映像面に表示する手続きに従つて、顧客がその使用する

られる通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電子計算機の操作（通信販売電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

二 販売業者又は役務提供事業者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるとの表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと。

三 販売業者又は役務提供事業者が、法第十二条の四第一項及び同条第二項で準用する法第十二条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第十二条の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること。

3 法第十四条第二項第一号の経済産業省令で定める行為は、通信販売電子メール広告受託事業者が、通信販売電子メール広告委託者が電子契約の申込みを受けるための電子メール広告を行う場合において、電子契約に係る

電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。

（新設）

電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。）が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこととする。

4 法第十四条第二項第一号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 通信販売電子メール広告受託事業者が、電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により電子計算機を用いて送信することにより行われる通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電子計算機の操作（通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

二 通信販売電子メール広告受託事業者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該通信販売電子メール広告をすることについての承諾をし、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、

（新設）

顧客が容易に認識できるように表示してないこと。

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の代表者又は連鎖販売業に関する業務の責任者の氏名

三 (略)

四 連鎖販売取引電子メール広告(法第三十六条の三第一項第一号の連鎖販売取引電子メール広告をいう。以下同じ。)をするときは、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の電子メールアドレス

(削る)

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が法人であつて、電子情報処理組織(統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により広告をする場合には、当該統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の代表者又は連鎖販売業に関する業務の責任者の氏名

三 (略)

四 電磁的方法により広告をするときは、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の電子メールアドレス

五 次のイ又はロのいずれかに該当するときを除き、相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときは、その旨

イ 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告をするとき。

ロ 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供す

(削る)

第二十六条 法第三十五条の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同条第二号の事項については商品の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額(商品の購入又は役務の対価の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額)を明示しなければならない。

2 法第三十五条の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同項第三号の事項については次に定めるところにより表示しなければならない。

一～三 (略)

(削る)

る者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

2 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、前項第五号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同じの文字コードを用いて符号化することにより「未承諾広告」と表示しなければならない。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられるものと同じの文字コードでなければならない。

第二十六条 法第三十五条第一項の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同項第二号の事項については商品の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額(商品の購入又は役務の対価の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額)を明示しなければならない。

2 法第三十五条第一項の規定により連鎖販売取引について広告をするときは、同項第三号の事項については次に定めるところにより表示しなければならない。

一～三 (略)

(適用除外)

第二十六条の二 法第三十五条第一項のその相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときは、次のいずれかのと看とす

る。

一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他人に委託して広告をする場合であつて、その委託を受けた者がその委託に係る事業において次のイ及びロのいずれにも該当するとき。

イ 自ら相手方からの請求を受けて、その請求に基づいて電磁的方法により広告をすること。

ロ 電磁的方法による広告の提供を請求した相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを停止したい旨の意思を表示するための方法をわかりやすく表示しており、その意思の表示を受けたときは電磁的方法による広告の提供を停止すること。

二 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

( 連絡方法の表示 )

第二十六条の三 相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときであつて、法第三十五条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「事業者」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつて当該統括者、

( 削る )

(法第三十六条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第二十七条の二 法第三十六条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

- 一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告がなされる場合
- 二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者(統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が当該役務を提供する者である場合を含む。)(による当該役務の提供に際して、広告がなされる場合)利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。(

(記録の保存)

第二十七条の三 法第三十六条の三第三項の経済産業省令で定めるものは次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法(電磁的方法を除く。)(により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求こと

勧誘者又は一般連鎖販売業者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない。

- 一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称
- 二 相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨を通知するための電子メールアドレス

(新設)

(新設)

に当該承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覽性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に連鎖販売取引電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

二 電磁的方法、書面その他の方法により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覽性のある書面等として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電磁的方法による電磁的記録の送信、当該書面への記入その他の行為が当該相手方に連鎖販売取引電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

前項の書面等は、相手方に対し連鎖販売取引電子メール広告を行つた日

から三年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス(相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示することができるものに限る。)

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合(電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続きに従うことにより、相手方が連鎖販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示することができるものに限る。)(又はこれに準ずるもの。)

(第三十六条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第二十七条の五 法第三十六条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより、連鎖販売取引電子メール広告委託者(法第三十六条の四第一項本文の連鎖販売取引電子メール広告委託者をいう。以下同じ。)(に係る連鎖販売取引電子メール広告がなされる場合)

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載す

(新設)

(新設)

ることを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者  
(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者(法第三十六条の四第一項本  
文の連鎖販売取引電子メール広告受託事業者をいう。))が当該役務を提  
供する者である場合を含む。))による当該役務の提供に際して、連鎖販  
売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告がなさ  
れる場合(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記  
録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを  
除く。)

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の経済産業省令で定める行為は、次  
の各号に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、電子情報処理組織を使用す  
る方法(電磁的方法を除く。))により電子計算機を用いて送信すること  
により行われる連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾  
を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求  
が容易に行われないよう、顧客の電子計算機の実行(連鎖販売取引電子  
メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号  
において同じ。))が当該連鎖販売取引電子メール広告を受けすることに  
ついての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認  
識できるように表示していないこと。

十 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、電磁的方法による電磁的記

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号  
に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

録の送信、書面への記入その他の行為により行われる連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該連鎖販売取引電子メール広告を受け、ることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示してないこと。

十一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第三十六の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること。

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第四十条 法第五十三條第四号の經濟産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 業務提供誘引販売業を行う者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

三 (略)

(新設)

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第四十条 法第五十三條第一項第四号の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 業務提供誘引販売業を行う者が法人であつて、電子情報処理組織(業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

三 (略)

四 業務提供誘引販売取引電子メール広告（法第五十四条の三第一項第一号の業務提供誘引販売取引電子メール広告をいう。以下同じ。）をするときは、業務提供誘引販売業を行う者の電子メールアドレス

（削る）

第四十一条 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同項第二号の事項については商品（法第五十一条第一項の商品をいう。次条を除き、以下この章において同じ。）の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額（商品の購入又は役務の対価

四 電磁的方法により広告をするときは、業務提供誘引販売業を行う者の電子メールアドレス

五 次のイ又はロのいずれかに該当するときを除き、相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときは、その旨

イ 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告をするとき。

ロ 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

2 | 業務提供誘引販売業を行う者は、前項第五号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより、「未承諾広告」と表示しなければならない。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられるものと同一の文字コードでなければならない。

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同項第二号の事項については商品（法第五十一条第一項の商品をいう。次条を除き、以下この章において同じ。）の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額（商品の購入又は役務

の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額を明示しなければならない。

2 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同項第三号については次に定めるところにより表示しなければならない。

一～三 (略)

(削る)

の対価の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額を明示しなければならない。

2 法第五十三条第一項の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同項第三号については次に定めるところにより表示しなければならない。

一～三 (略)

(適用除外)

第四十一条の二 法第五十三条第二項のその相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときは、次のいずれかのと きとする。

一 業務提供誘引販売業を行う者が他人に委託して広告をする場合であつて、その委託を受けた者がその委託に係る事業において次のイ及び口のいずれにも該当するとき。

イ 自ら相手方からの請求を受けて、その請求に基づいて電磁的方法により広告をすること。

ロ 電磁的方法による広告の提供を請求した相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを停止したい旨の意思を表示するための方法をわかりやすく表示しており、その意思の表示を受けたときは電磁的方法による広告の提供を停止すること。

二 業務提供誘引販売業を行う者が、電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方

法の使用に係る役務を提供する者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

(削る)

(連絡方法の表示)

第四十一条の三 相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときであつて、法第五十三条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「事業者」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつて当該業務提供誘引販売業を行う者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない。

(法第五十四条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第四十二条の二 法第五十四条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場

合は、次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載す

(新設)

一 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称

二 相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨を通知するための電子メールアドレス

ることを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者  
(業務提供誘引販売業を行う者が当該役務を提供する者である場合を含む。)  
( ) による当該役務の提供に際して、広告がなされる場合(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。)

(記録の保存)

第四十二条の三 法第五十四条の三第三項の経済産業省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法(電磁的方法を除く。)( )により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、業務提供誘引販売業を行う者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

二 電磁的方法、書面その他の方法により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつ

(新設)

たことを示す書面等。ただし、業務提供誘引販売業を行う者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある書面等として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電磁的方法による電磁的記録の送信、当該書面への記入その他の行為が当該相手方に業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

2 前項の書面等は、相手方に対し業務提供誘引販売取引電子メール広告を行つた日から三年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

第四十二条の四 法第五十四条の三第四項の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示することができるものに限る。）

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続きに従うことにより、相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示すること

(新設)

ができるものに限る。( )又はこれに準ずるもの。

(第五十四条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第四十二条の五 法第五十四条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者(法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者をいう。以下同じ。)に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者(業務提供誘引取引電子メール広告受託事業者(法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者をいう。))が当該役務を提供する者である場合を含む。( )による当該役務の提供に際して、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。)

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(新設)

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四（略）

五 業務提供誘引販売業を行う者が、電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により電子計算機を用いて送信することにより行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電子計算機の操作（業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

六 業務提供誘引販売業を行う者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾をし、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと。

七 業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託すること。

一〇四（略）

（新設）

（新設）

（新設）

